

受講予定者
受講者の皆様へ

ご契約前およびご契約時に本書面を必ずお読み下さい

1	<p>事業主体等に関する事(事業者名、所在地等)</p> <p>ECC外語学院(会社名:株式会社ECC) 大阪市北区東天満1-10-20 ECC本社ビル 電話:06-6352-0144 代表者:代表取締役社長 山口 勝美</p>
2	<p>サービスの内容等</p> <p>(1) レッソンの形態 ○固定スケジュール制レッスン 学習期間・曜日・時間・レベル・カリキュラム等が固定されているものをいいます。 ・レギュラーレッスン:所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数(6人以上を目安)の受講者に対して授業形式で指導します。 ・プライベートレッスン:一人の受講者に対し所定の教室で所定の指導時間を通じて、マンツーマンで指導します。 ・セミプライベートレッスン:所定の教室で所定の指導時間に複数(2~4人)の受講者に対して指導します。 ○フリータイム(予約制)レッスン 学院が設定した講師・一定範囲の指導時間・曜日等のレッスンの中で、受講者が空席のある中から時間、レベルの合ったレッスンを事前に予約して受講するレッスンをいいます。(定員4名) 原則として、受講者が講師を特定して選択することは出来ません。</p> <p>(2) 講師について 学院の教授研修を修了した英語等を母国語とする外国人、または、同等の教授研修を修了した日本人講師。 外国人講師数:600名、日本人講師数:500名</p> <p>(3) レベルチェック等について 入学時のレベルチェックは無料で実施します。また、幼児・小学生用クラスについては、年齢及び学習経験等を勘案してクラス分けをいたします。</p> <p>(4) レッスン受講に関する規定 レッスン受講に関する細則は、入学時に渡される学院規則(ECCpassport、StudentHandbook、生徒心得、等)及び時間割表を適用します。</p> <p>(5) 教材等について ・各コースで使用する教材は、レベル毎に学院が指定する教材を使用します。教材は授業料とは別に購入していただきます。教材の貸し出しは行いません。 ・教材の返却につきましては、未開封・未使用の場合に限り、返品・返金(全額)に応じます。開封あるいは書き込み(鉛筆での書き込みも含む)・汚損等があるときは、代金の返還に応じかねます。</p> <p>(6) 休校日について 休校日は、以下のとおりです。 ・日曜日(一部の学校を除く)・祝祭日・ゴールデンウィーク期間、及び学院が指定する夏期休暇・冬期休暇・調整日です。 ・自然災害、感染症発生やテロ及び交通網混乱等不測の事態で学院が休校日とする日。この場合、幼児・小学生クラスに限り、原則として年1回に限り補講を行います。</p> <p>(7) 欠席・未受講レッスンの取扱い ○固定スケジュール制レッスン 受講者が自己の都合で欠席したとき、該当レッスンは受講済みレッスン回数に含まれます。 ○フリータイム(予約制)レッスン 受講者が、受講予約日の前日(営業日をもとにして)の午後5時までに予約校に連絡せず予約を取り消されなかった、もしくは変更しないで欠席したときは、該当レッスンは受講済みレッスン回数に含まれます。</p> <p>(8) コーススケジュール、費用等について コース内容、スケジュール、費用、支払い時期及び方法は、パンフレット、コース案内、リーフレット、学費案内等を参照してください。コースを受講するには受講料として、入学金、授業料、教材費、送料、(コースによって)諸経費、消費税の費用がかかります。受講者が契約するコーススケジュール(開始日・終了日・曜日・時間等)、費用は、受講申込書(契約書)に記載され交付されます。各費用は税込み価格で表示します。 *受講システム、受講ルール、使用教材等は地域によって若干異なることがあります。</p> <p>・【費用のお支払い方法等】</p> <p>①費用は学院の指定する口座振替指定業者よる、自動振替での月払いとなります。口座振替指定業者と別途契約していただきます。</p>

	<p>②毎月の口座振替については、口座振替代行業者（株）シーエスエスにより、ご指定の口座より自動振替させていただきます。通帳には「CSS（ECC）」と記帳されます。振替手数料は当学院が負担いたします。</p> <p>③自動振替の手続きとして、別途「預金口座振替払いに関する届出書」をECC事務局へ提出していただく必要があります。記入例をご確認の上、記入漏れや記入の間違いのないようお願いいたします。なお、印鑑は必ず金融機関へのお届け印をご使用下さい。</p> <p>④月払いについて、初月度分授業料及び年間諸経費（場合により次月度分を含む2ヶ月分授業料及び年間諸経費）はECC事務局へ直接お持ちいただくか、当学院指定の振込用紙をご利用の上、ご希望の銀行にてお振り込み下さい。2ヶ月目以降（場合によっては3ヶ月目以降）については、ご指定の口座より自動振替させていただきます。事情により自動振替ができなかった場合には、現金または振込にてお支払いいただきます。</p> <p>⑤本年度自動振替をご利用いただきました継続生の方は、引き続き次年度も4月度分より口座振替をさせていただきます。その際、特に事務手続きは必要ありません。（なお、振替の指定口座の変更をご希望される場合は、通帳と金融機関のお届け印をご持参の上、事務局にて変更のお手続きをお願いいたします。また、4月度に年間諸経費が加算されます。）</p> <p>⑥口座振替日は、毎月27日（27日が土日祝日の場合は、翌営業日）です。前日までに必ず授業料を振替口座へご入金願います。</p> <p>⑦授業料は前払い制です。当月分の授業料は前月の27日に口座振替となります。（例：7月度分は6月27日に振替されます。）</p> <p>⑧毎月の授業料の振替額は、授業料＋消費税の合計額です。（月謝 de ecc は設備費が加算されます。）</p> <p>⑨休学制度はございません。クラスの出席・欠席に係わらず、毎月の授業料は口座より振替されます。</p> <p>⑩受講料は年度によって改定される事があります。その場合、予め告知いたします。</p>
(9)	<p>契約日と交付書面</p> <p>学院は受講契約者に対して、本書面と関連の添付書類をお渡しします。</p> <p>受講予定者または受講予定者の保護者が受講申込書（契約書）に記入・署名して、これを学院が受け付けた日（受講申込書の受付日欄に記載の日付）を契約締結日とします。受講申込書に記載の受講開始日を受講開始日とします。</p>

<p>3 契約の解除等</p>	
(1)	<p>適用対象コース</p> <p>法令に基づいた契約解除等の規定は、以下のコースに適用されます。</p> <p>学院の提供するレッスンのうち、受講契約期間が2ヶ月を超え、かつ支払総額が5万円を超えるコースを対象とします。英会話レギュラーレッスン、フリータイム（予約制）レッスン、キッズ・イングリッシュワールド、小学生英会話、中学生英会話で、月払いコースを対象とします。</p>
(2)	<p>契約を締結した日（締結日を含む）から、8日以内に契約を解除される場合、クーリング・オフを適用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>コース受講の契約を締結した日（締結日を含む）から8日以内に、契約者が書面で契約解除を申し出たときは、無条件で契約の解除ができます。解除申し出の書面が、契約を締結した学院各学校の事務局に提出された日、または、その書面が発送された日を契約解除日とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が納付した費用（入学金、授業料、諸経費、消費税）の全額を、速やかに返還します。 ・コース受講に伴い購入した関連商品（教材等）も同様に返却できます。購入に要した費用は全額返還します。（教材等を送付する場合は、学院がその費用を全額負担します。） ・学院は損害賠償や違約金（いわゆる解約手数料）、受講レッスン費用、諸経費を請求しません。 ・すでに受講したレッスン等があってもその費用を請求しません。 <p>*契約者がクーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、契約者は学院が交付する「クーリング・オフができる旨の書類」を契約者が受領した日から8日以内に改めてクーリング・オフができます。</p> </div>
(3)	<p>契約締結後、8日経過後に契約を解除される場合（中途解約）</p> <p>受講（予定）者が契約解除を申し出たときは、その時点から将来に向けての契約の解除ができます。</p> <p>① 受講開始前に契約を解除される場合 解約申し出時点までに納付されている金額全額を返還します。その際、初期費用として、4,200円をお支払いいただきます。</p> <p>② 受講開始後に契約を解除される場合 納付された金額から、①初期費用（4,200円）、②提供された役務の対価に相当する額を差し引いた額を返還します。なお、継続受講契約の場合は、上記①の初期費用はいただきません。</p> <p>既納付金額が、上記提供された役務の対価に満たない場合は、その差額を申し受けます。（提供された役務の対価に相当する額とは、契約解除時の在籍月数相当の授業料及び諸経費並びに消費税を指します。）</p>

<p>(3)</p>	<p>契約締結後、8日経過後に契約を解除される場合（中途解約）</p> <p>【解約（退学）に伴う、口座振替の停止について】</p> <p>解約（退学）されますと、同時に事務局にて口座振替停止の手続きを行います。当月27日の口座振替を停止するためには、当月10日迄に退学（解約）のお申し出が必要となりますので、予めご承知をお願いいたします。</p> <p>例1</p> <p>7月5日に当月末での解約（退学）の申し出があった場合、事務局にて7月27日の口座振替（8月度分授業料）の停止手続きを行います。</p> <p>この場合、7月度分の授業料は在籍月数相当の役務の対価となりますので、返金はありません。また、諸経費につきましては、8月度分以降から初期費用（4,200円）を差し引いた残額を返還いたします。</p> <p>例2</p> <p>7月20日に当月末での解約（退学）の申し出があった場合、口座振替の停止手続きが翌月8月27日になり、そのため一旦8月分授業料は口座振替されます。口座振替確認後、別途ご指定の口座へ振込にて8月分授業料をご返還いたします。また、諸経費につきましては、8月度分以降から初期費用（4,200円）を差し引いた残額を返還いたします。</p> <p>【月途中の入学・退学の扱いについて】</p> <p>① 月途中から受講開始された場合は、受講開始日の如何に関係なく在籍月数として1ヶ月分の授業料と諸経費をお支払いいただきます。その際、受講開始月分を含めた受講終了月までの諸経費も併せてお支払いいただきます。</p> <p>（例：7月5日から受講開始した場合、7月26日から受講開始した場合、いずれも当月1ヶ月分の授業料と7月から受講終了月までの諸経費をお支払いいただきます。）</p> <p>② 月途中で退学された場合は、退学日の如何に関係なく在籍月数として、当月1ヶ月分の授業料をお支払いいただきます。日割り計算及び回数計算による返金はいりません。</p> <p>（例：7月3日付で退学された場合も、7月24日付で退学された場合、いずれも当月1ヶ月分の授業料と諸経費をお支払いいただきます。）</p>
<p>(4)</p>	<p>〈前受金の保全措置〉</p> <p>資産の分別管理等による保全措置は講じておりませんが、決算上未受講相当分の金額を前受金として処理しています。</p>
<p>(5)</p>	<p>申込キャンセル</p> <p>初月度分受講料の納入期限を過ぎ、受講日前日までに入金手続きがなされない場合は、申し込みをキャンセルされたものとさせていただきます。</p>

<p>4</p>	<p>その他、取り決め事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レッスン受講中等に、他の受講生・講師・スタッフへの迷惑になる行為、営業妨害等の行為、セクシャルハラスメント、学院の許可のない営業活動、宗教活動、その他社会的モラルに反する行為などが目立つ者に関しては、除籍することがあります。その場合は授業料等の費用は返還しません。 ・ 受講生が学院の施設等へ損害を与えたときは、学院が損害賠償を求める場合があります。 ・ 取材目的のための入学や調査目的のための入学はお断りします。 ・ 授業中のビデオ・テープ等による録音・録画はお断りします。 ・ クラス開講に際し最少開催人数に満たない場合は、開講しない場合や他のクラスもしくは他校を案内させて頂く場合がございますので、予めご了承下さい。 ・ 途中で講師が代わる場合がありますので、予めご了承下さい。 ・ ECCのオリジナルテキスト・ビデオ・DVDは譲渡・転売・貸与・複写・転載を禁止します。 ・ 本契約の定める事項について疑義が生じた場合、その他契約に関して紛争が生じた場合は、学院・受講生間で協議の上、解決するものとします。 ・ 本契約に定めのない事項については、日本の法令によるものとします。
----------	---

平成22年9月

物品コード：82385